

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

●別紙1における「(※1) 入管法に基づく入国拒否対象地域」から来た船舶または航空機に乗ってきた者

検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】等 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可【要請】 ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>検査判明まで原則、空港内で待機。結果判明が翌日になる者等は、検疫所の指定する場所で待機。</u> ✓ 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】等 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可【要請】 ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象

●別紙1における「(※2) 検疫強化対象地域」から来た船舶または航空機に乗ってきた者

検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施 ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】等 ・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可【要請】 ✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 ✓ 公共交通機関の利用不可【要請】